

第28回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

| | | |
|-----|--|---|
| 日 時 | 令和6年1月10日(水) 午後13時15分～ | |
| 場 所 | 県庁別館2階第3会議室B | |
| 出席者 | 経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長 | 内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏 |
| 議 事 | 1 検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換 (森林法⑤、土採取等規制条例⑤、土砂災害防止法⑤、全般的な論点②) 2 その他 3 次回の会議について | |

1 開 会 (午後13時15分開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- (1) 検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換
(森林法⑤、土採取等規制条例⑤、土砂災害防止法⑤、全般的な論点②)
- (2) その他
- (3) 次回の会議について

3 議事の内容

○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会、第28回会議を開催します。

それでは、次第の1ですが、行政対応に関する考察等についての意見交換を引き続いて行います。今日は森林法と土採取の規制条例、それから、土砂災害防止法のそれぞれ5回目になります。時間があれば全般的な論点についての2回目に入っていきたいと思いますが、まずは森林法から。大川井課長お願いします。

○大川井森林保全課長

それでは、森林法の関係の修正点を御説明していきます。

修正点としては、4ページの3の当該土地改変行為における事実関係の整理を時系列でまとめたところからです。これについては、修正点は赤書きにしていますけれども、こ

の赤書き修正につきましては、9月の委員会資料に書きぶりを合わせるということで、それを踏まえて修正したところが赤字になっています。それで、特に委員会資料にないところも、ほかのところも合わせて同じような体言止めになっているところを文章にしたりとか、そういったところも直しておりますので、それは御確認いただければと思います。

それから、修正したところは、あと17ページ。17ページ、4番の事実関係を踏まえた論点と考察のところからですが、修正点は18ページで、考察のところです。ここについては、もともと記載してある内容から大きくは変わりませんが、文章表現のところで、前回清水参事のほうから御意見いただいたものを踏まえて書き換え、修正をしてあります。どうでしょうか。赤書きのところを読み上げていきますか。

○内藤総務局長

はい。

○大川井森林保全課長

この18ページの考察は、論点としては無許可開発への対応とその後の林地開発許可申請への対応は適切であったかという論点に対する考察ですが、18ページの1ポツ目が、県東部農林は、D工区の土工事(敷地の造成)がかなり進んでから同工区の林地開発許可違反を認知しているが、これは、事業者から同工区に係る都市計画法による開発行為の変更許可申請がされた際、許可権者である熱海市から県東部農林に対し、当該申請に係る森林区域に関する情報提供や相談がされなかったことによるものであることから、やむを得なかったと考える。2ポツ目が、林地開発許可違反の認知後、直ちに開発行為の中止、土地の形質変更面積の実測及び提出、復旧計画書の提出を指導したことについては、一般的な対応であり、適切であったと考える。それから3ポツ目、林地開発許可違反により開発された森林の復旧については、国通知において「復旧に必要な行為」とは原型に復旧することのほか造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むもの」とされていることから、県が「原型復旧(開発前の元の状態に戻すこと)は合理的ではない」と判断したことは、行政裁量として認められる範囲内であったと考えるという形で修正してあります。

19ページへ行って、上から2ポツ目、若干直してありますけれども、赤字にしてあります。

それから、次、直したのは、20ページの上の考察のところですが、これは論点の2番目、防災工事の完了検査の実施に係る事業者への対応は適切であったかという論点に対する考察です。これも少し文章を直していて、 の経営状況が悪化したとの情報を受け、土工事の途中で工事が中断すると防災上危険であるとの認識の下、応急措置として切土のり面の下部に仮設沈砂池を設置させているが、土砂流出防止機能を発揮していたことを確認できないことから、県が仮設沈砂池の是正指導の段階で、効果的な位置を具体的に示すこともできなかったのではないかと考える。2ポツ目が、 が所在不明となったため、結果として、D工区については防災工事が未完了なまま放置されることとなった。県東部農林は、同社の経営状態が不安定であることを認知していたことから、

現場で工事が中断し、同社と連絡が取れない(先方が電話に出ない)状況を認識した段階において、事業所を直接訪問するなど、電話以外にも事業者と接触する手段を講じる余地もあったと考えると書いております。

それから、今度、(3)の3つ目の論点、D工区への土砂搬入を容認したことは妥当であったかという論点に対する考察も書いてあります。読み上げますが、県東部農林は、D工区の地盤の高さが林地開発の許可を受けた計画よりも低いこと、また、土砂を搬入した■■■■が林地開発許可申請における工事施工者であることの2点から、当該土砂の搬入について、問題ないと判断したように思われる。しかしながら、当該土砂搬入の目的が異なり、また、必要以上の土砂が搬入される可能性もあることから、土砂の搬入を指示した者を確認する、現地の地盤高を測定するなどの裏づけ作業を行う必要があったと考えると書いてあります。

それから、その下の、20 ページの下の4番目の論点、指導文書が返戻されて以降の事業者への対応は適切であったか。ここについては、確認・判明した事実関係のところの文章表現を直しております。

21 ページの1ポツ目、頭のところは「2011 年3月、県東部農林は」ということで書いてあります。2ポツ目、これは、法に基づく命令等の処分は、占有者、所有者にも承継されることから、中止命令を発出しておくことにより、今後、違法行為が行われることがないよう抑止効果を期待したものであった。3ポツ目、しかしながら、林地開発許可を受けた土地の所有権が■■■■に移り、かつ、■■■■に開発を再開する動きが見られなかったこと、また、当該土地の自然緑化が進行していたことから、中止命令を発していなかった。4ポツ目、県東部農林では、D工区についても中断している林地開発箇所の1つとの認識であり、同工区の担当者間において、特別問題がある箇所としての引継ぎや、事業者への対応が行われた記録は残っていないというように変えております。

それに対する考察ですが、1ポツ目が、市から県東部農林に事業承継に係る相談があった2019年10月まで、D工区を含む土地の新所有者である■■■■には、開発を再開する動きは見られなかったものの、それまでの間に■■■■から他者に所有権が移り、その者が開発を再開する可能性もあったことから、防災工事の未完了による災害の発生という最悪の事態を想定し、防災工事の先行実施等の許可条件を徹底させるには、中止命令を発出することで万全を期すことができたと考える。2ポツ目、D工区について特別問題のある箇所として引継ぎ等が行われていなかったことについては、開発工事が中断していたことや同工区の自然緑化が進行していた状況からやむを得ないと思われる面はあるものの、県東部農林が実施を求めた防災工事が未完了なことは適正な状態ではないことから、問題のある箇所として引継ぎを行うべきであったと考えるという修正をしています。

それから、5つ目の論点、地位承継された際に、承継者に対し、当該林地開発許可の中止命令を行う必要はなかったかという論点に対する事実関係と考察を変えております。まず、事実関係のほうですが、2019年11月、■■■■の代理人から県東部農林に対し、事業承継等の、ここは1マス空いちゃっていますね。これは取ります。手続の確認があり、2019年12月、県東部農林は、当該代理人に対し、地位承継に必要な書類及び今

後の手続について回答した。

それから、22 ページに行っていたいただいて2ポツ目、上のポツのほうは軽微な修正ですが、その下のほうは、2021年2月、県東部農林は██████に対し、今後の事業計画の確認に必要となるD工区の現況図を作成するよう指示したというように直しています。

それから、それに対する考察ですが、██████の代理人が図面を持参の上、県東部農林に対し、地位承継や林地開発許可の変更に必要な手続等の確認を行うなど、森林法にのっとり対応する姿勢を示していたこと、また、承継後、県東部農林と協議している段階において、現場に重機が搬入されていなかった事実を踏まえると、██████が必要な手続を経ず、許可内容と異なる開発を行う可能性は低いと思われることから、中止命令を発出する必要はなかったと考えるというように変えてあります。

それから、その次の5番の考察を踏まえた再発防止に向けた対策ですが、すみません。黒字になってしまっていますが、うちの部長から指摘があった、逢初川土石流災害前から取り組みしていたものを徹底したもの、それから、逢初川土石流災害後の新たな取り組み、それから、23 ページの一番下ですが、今後対応する取り組み、一応この3種類に分けて対策を書き分けたという形になっています。

説明は以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございました。これに対して何か御意見等がありましたら、御発言お願いします。清水さん。

○清水総務局参事

基本ちょっと横並びの関係での意見で、昨日都市計の関係をやったものですから、3 ページ目の制度の概要のところ、まず、林地開発許可の主な流れということで入っているんですけど、一番最後は完了届で終わっているんですけど、もしこの完了届を踏まえて完了検査みたいなものをしたりとかという工程があるとすれば、たしか都市計画法はそこまであったかと思うので、同じように入れたほうがいいかなと思ったところと、あと、同じ制度の概要で、やっぱり都市計画法の中で、許可申請に盛り込まなきゃいけない内容みたいなものを書いてあったものですから、林地開発のほうも同じように、そういうものがあれば入れたほうがいいのかなと思ったのと、あと、都計法、許可にするときに付す条件もあったものですから、林地開発のほうでもし何だろう、一般的というかオーディナリーとか、普通にこういう条件を付すというものがあるんだったら、それも同じように入れたほうがいいのかなと。ちょっとそれがあるかどうか分からないものですから、あればというところ、

あと、これも横並びで、自分が今まで言ってきたことと少し違ってしまふようなところがあって大変恐縮ですが、第三の盛土の関係で、事実関係の中に聞き取りということで、聞き取った内容を入れるような形に今なっているのですが、都市計画法のやつだと、一応論点に盛り込まれない新聞で取り上げたものは、後ろのほうに項目を起こして、記事の概要と確認した事実関係を入れるような体裁というところ、それを採用するかどうかと

いうのはあるんですが、なっているんで、第三の盛土の関係も、どこかにこういう趣旨の記事だったよというところと、それについて確認した内容はこうだと。なので、この事実関係に記事の概要というのを入れるというところもあるかなとは思いますが、どういう記事だったのかというところと、確認した事実関係はこうだったというのがまとめて確認できる場所があってもいいかもしれないなど。それは横並びで見たときの話なんですけれど。

○大川井森林保全課長

まず、その3ページのところの制度の概要の手続のところは、完了確認するならするというので、そういったものをプラスする。あと、見る、許可するときに審査する...

○清水総務局参事

許可申請、何だろう。申請するときに示さなきゃいけないものというのかな。何と云えばいいんですかね。

○福田土地対策課長

申請書の記載内容ということですか。

○清水総務局参事

それがたしか都計法のほうにはあったので、林地開発で許可申請したときに、何をやるだとか面積はどうだとかという、多分、基本的に申請するに当たって見せなければいけないものがあると思うんですけど、そのあたりを都計法と同じような並びで入れることができるといところだけなんですけど。

○大川井森林保全課長

考えますが、それ、都計法のどこのページに書いてありますか。

○福田土地対策課長

前のほうで、申請の。

○大川井森林保全課長

概要のところか。これ？この表。

○福田土地対策課長

違います。その前です。

○大川井森林保全課長

この手続というところですか。

○福田土地対策課長

開発許可申請の手続、そうそう。これです、これです。書き方は大分変わっちゃってますけど、こんな形じゃないけど。

○大川井森林保全課長

なるほど、これは法律に書いて。

○福田土地対策課長

そう、絶対決まっていますよね、これで。

○大川井森林保全課長

分かりました。あと一般的に、許可するときにつける。

○清水総務局参事

条件なんか。

○大川井森林保全課長

それはそうですね。今回の場合の許可条件というのは、どこかに。事実関係の時系列のところに書いてあったと思いますが、どこだ。9ページか。9ページの下のところ、許可したときの主な許可条件というのが書いてあるんですが、書いてあるけど、一般的に付すのがこれだというものをここに書く。

○清水総務局参事

もしあれば。多分、都計法のほうは施行令か何かで決まっているようなイメージなんですかね。

○福田土地対策課長

政令か省令かちょっと忘れちゃったけど、どちらかで。

○清水総務局参事

そうですね。

○大川井森林保全課長

一般的なものは、ひな形みたいなものがあるんですけど、政省令だったかどうかというと、そこじゃなかった気がします。

○清水総務局参事

でも、何か一般的にあるんだったら、ごめんなさい。横並びでしかないものですから、あれなんですけど。

○大川井森林保全課長
分かりました。

○清水総務局参事
あと、第三盛土の関係をちょっと。

○大川井森林保全課長
第三盛土。新聞記事に対するという感じのものですか。例えば9ページのところに書かれてある。

○清水総務局参事
そうそう。今、多分、切り分けてというか関係しそうな事実関係のところ。

○大川井森林保全課長
コラムみたいな形で入れてありますけど。

○清水総務局参事
形で入れていただいているんですけど、これはこれであってもいいかもしれないですが、何だろう。記事の内容はちょっと分からないものですから、新聞記事でどんなことが言われていたのかというか、分からないところがあるので、一応都計法のほうは記事の概要というか、記事で何を言われているかというのを分かるようにした上で、確認した事実関係等を入れるような形にしているものですから、記事の概要に当たる部分と、もしその事実関係として、今ある時系列の事実関係の中に織り込みつつ、そこから抜粋したような形で後ろのほうにまとめて、確認した事実関係ということで入れるような形でもいいかなと思うのですが、何か都計法とスタイルを合わせるような形で、新聞記事についても事実関係を確認しましたみたいな、そんなコーナーがあってもいいかなと思いました。

○大川井森林保全課長
多分、この9ページなんかは、第三盛土について、令和5年5月13日付の新聞報道関係と書いてあって、記事の内容がすごくコンパクトに括弧書きでまとめちゃってあって、擁壁の倒壊等の状況についてとか書きちゃってあるので。

○清水総務局参事
そうですね。たしかそこがね。

○大川井森林保全課長
時期的に2008年5月30日あたりのお話なので、ここに入れてあるのですが。

○清水総務局参事

第三盛土の関係は9ページと10ページ。

○大川井森林保全課長

10ページにありますね。10ページの一番下。

○清水総務局参事

2つですかね。

○大川井森林保全課長

これを後ろに持っていったほうがいい感じですかね。いや、ここにあったほうが。

○清水総務局参事

あれですかね。逆に言うと、何かちょうどスペースが空いているから、ここにどんな記事だったかということをちょっと入れるというのもありですかね。

○大川井森林保全課長

どこに、9ページの下。

○清水総務局参事

9ページの下に何か。上か下かというのは、あれもあるか。こっちも、8ページのほうにもあるっちゃあるな。

○大川井森林保全課長

この報道関係という破線で囲ったもの、職員の発言というか意見の前に、報道の記事を抜粋して入れますか。

○清水総務局参事

そうですね。そうすれば8、9、10でつながる感じですね。

○大川井森林保全課長

ちょっと考えさせてください。

○清水総務局参事

すみません。あと、最後ですね。念のための確認で、再発防止の対策の中で、今現在予算要求中のものとか、まだ予算の後ろ盾が不確かなものとかというのは、特にないって感じで、何だろう、6当に要求している内容がこの中に入っているとかということは別にないでいいですか。

○大川井森林保全課長

別に、継続なので、特にいいと思います。

○清水総務局参事

まだ要求中で不確かなものがあるんだったら、要求中だということを分かるようにしたほうがいいかなど。

○大川井森林保全課長

そういう面では大丈夫です。

○清水総務局参事

そういうのは大丈夫ですか。分かりました。

○大野森林保全課長代理

うちのはあれですけど、盛土対策課さんの衛星写真の差分抽出のほうで、ちょっとどうなっているか。

○大川井森林保全課長

一緒にやってみようという話をした。

○望月盛土対策課長

予算、大分切られました。

○清水総務局参事

そうすると、あれですかね。どこかに注意書きとか入れておいたほうがいいですかね。まだ予算、これは。

○望月盛土対策課長

1回終了しないといけないんだよね。

○清水総務局参事

議会を通過してないのにやると書くのも、それはちょっとくらし・環境部のほうで見ていただいたときに、予算が手当がないものをやるというのは、また議会軽視だとかにもなりかねないというところがあってですね。

○大川井森林保全課長

今の話はどこかかというと、23 ページの一番下の今後対応する取り組みの2行目に書いてある、伐採造林届の箇所を突き合わせるシステム。その1行目からですね。衛星写真の差分解析により抽出。

○望月盛土対策課長

望ましいとかそういうぐらいでいいんじゃないですかね。

○大川井森林保全課長

文末を、「整えることが望ましい」、委員会の意見としては望ましいという感じにしますか。

○清水総務局参事

もしくは検討するとかですかね。

○大川井森林保全課長

体制を、そうですね。

○清水総務局参事

検討するとか。

○福田土地対策課長

検討するというのは、どういうこと。

○片山廃棄物リサイクル課長

トーンが下がっていっちゃう。

○大川井森林保全課長

検討するだと、そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

使わないほうがいい。

○大川井森林保全課長

検討していますけどね。

○清水総務局参事

そうですね。あとはこれだけ。

○片山廃棄物リサイクル課長

どっちがいいですかね。調整中とか要求中とか、検討するということ。積極性で。

○清水総務局参事

ほかの法令でもし予算に絡むものがあるとなれば、そこらの表記は統一したほうがいいかもしれない。

○内藤総務局長

ちょっと協議にしますか。そこは合わせるということで。じゃあ、これはチェックしてください。忘れないように。

あとはもう既にやった。災害後に始めたりとか、もともとのものをどう拡充したりということですね。

○大川井森林保全課長

やっているものですね、はい。

○清水総務局参事

私は以上です。

○内藤総務局長

そのほかありますでしょうか。片山さん。

○片山廃棄物リサイクル課長

前から言っていくと、気になったのが11ページですが、一番下のところの日付でいくと、2008年の12月24日で、この中で、既に使われているんですけど、活着という言葉がちょっと気になったんですけど、12ページでも使われていて、2009年6月24日に活着、普通に使う言葉ですか。

○大川井森林保全課長

普通です。林業としては普通ですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこだけ気になった。この言葉どおりなんですよ、きっと。根が張るんですね。

○大川井森林保全課長

そうですね。根が張ってしっかりついていますという意味です。

○片山廃棄物リサイクル課長

平たい言葉になるか、ここの1回、そこだけちょっと気になったんです。それから、一番下のポツのところ、「資金繰りが悪化しており」で、てにをはのところだけだけれども、「早期完成が見込まれる」ぐらい。「を見込んで」とか、そこのところですね。

それから、13ページに行きまして、一番上の日付のところ、10月23日なんですけど、工期が切れるというここの表現のところなんですけど、林地開発許可に係る工期、申請に係

る工期なんですかね、これ。許可の。

○大川井森林保全課長

許可ですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

許可の工期が切れるということなんですかね。

○大川井森林保全課長

許可に係る工期。ただ、許可しているんですけど、その後ろが申請書に書いてあるし。これって許可された期間になっている。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことですか。

○大川井森林保全課長

いつまでにやりますというのは申請者の申告なので、それを許可しているので。

○片山廃棄物リサイクル課長

許可、そういうことか。分かりました。ありがとうございます。それから、13 ページの一番下のところで、赤字になっているところで、ポツ、一番最後の点線の上のところで、「土砂搬入が」が括弧書きになっていて、造成工事に伴うものか、残土処分なのかの確認を行うという、県の認識って、これって、この後って結局どっちになったとかって出てきたんですって。

○大川井森林保全課長

たしか出てこなかったはず。出てきていないんです。確認していないんです。

○片山廃棄物リサイクル課長

ないんですね。そこって考察とかで出てくる、こないですか。

○大川井森林保全課長

出てきていないですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ちょっとこのところだけ欲しいのか欲しくないのか、ちょっと気になりました。

○大野森林保全課長代理

裏づけを行っていないという形で考察を。

○大川井森林保全課長

裏づけを行っていないはあるね。それはある。

○片山廃棄物リサイクル課長

ある。分かりました。じゃあ、対応しているということですね。ありがとうございます。

あとは20ページの考察、下のところ、下のほうの考察ですけど、(3)のここは1文字空いているというところだけですね。

○大川井森林保全課長

これはそのとおりでございます。

○片山廃棄物リサイクル課長

20ページの、いいですね。それから、最後23ページで、全体的な要望のところなんですけど、23ページの一番最後の今後対応する取組で「市町が受理した」、ここ、「受理した」はそのままでもいいか。受理という言葉が、一番下の今後対応する取組の1ポツで、市町が受理した、受領した、受け付けた。

○清水総務局参事

市町に提出されたとかでもいい。

○片山廃棄物リサイクル課長

提出。そこだけちょっと気になりました。

○大川井森林保全課長

ちょっとここは確認します。

○片山廃棄物リサイクル課長

私は以上です。

○内藤総務局長

そのほかありますでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

細かい話で申し訳ないです。確認ですけど、4ページ目の県の回答の2ポツ目の最後、「安心した」と書いてあるんですけど、この表現ってこれでいいんですかね。森林率(緑地を含む)が、林地開発許可基準を回っているので安心した。何か「安心した」というこの表現が本当に適した表現かなと。

○大川井森林保全課長

5ページ、これ、復命書から取ってきている。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうやって書いてあるってことですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

原文から。

○大川井森林保全課長

原文でも。

○片山廃棄物リサイクル課長

県の回答。市の説明に対して県の回答。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ああ、よかったよかったというので。多分、ちょっとそのの。

あと、これも確認になるのですが、18 ページのところもそうですし、さっきの衛星写真もそうなんですが、18 ページ目の考察の1ポツ目とかに、要するに、今回のD工区のところの林地開発違反というのを知った、どうやって知り得たかという、市のほうを通して、情報提供を受けて初めて知ったよということですよ。

○大川井森林保全課長

一番最初は源頭部のほうに。

○清水総務局参事

林地開発違反を見に行っ。

○大川井森林保全課長

見に行ったときに、奥のほうで何かやっているというので、それで見つけたんです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そもそも論、森林の場合にそういうパトロールしてくれる方っていらっしゃるんですけど。そういう人はいないんですか。要するに。

○大川井森林保全課長

いないです。今はないですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

砂防法でいう、ああいうパトみたいな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。委託して監視員みたいな、地滑りの場合も地滑り監視員みたいなものがあるんですが。

○大川井森林保全課長

昔いました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今はないんですかね。というのは、衛星使ってそうやって判断するよというのも確かにそれは1つとしてあると思うんだけど、片や住民の目がすごい大事だよというように盛土対策課さんのほうとかよく言ってくれているもので、地域住民のそういう人たちからの情報提供じゃないけど、何かそういうのがあると、なおいいかなと自分はちょっと思ったんですけどね。そういうのが何か書けるといいなって。県職員というか、県だけだと、とても、市も含めてなかなかそういう情報が入りづらい。5条森林になるとかなり広い面積を対象とするのでなかなか難しいというところがあるもので、そういうことも何かあってもいいかなと思いました。

○大川井森林保全課長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、まず、そういう制度がないということですね。

○大川井森林保全課長

制度はないですね。御意見はごもっともなところでは感じますが、結構今、林業者が高齢化だったりして、山に入る人自体が減っちゃっているところもあって、もちろんそういう声があれば。

○望月盛土対策課長

昨日たまたま、さっきの衛星写真の復活をしようかどうかとかいう議論を部長としたんですけど、実際に今年調査をしたところ、130件ぐらい違法に伐採して、何かしら土地改変をしているというのもあって、それで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それって全県ですか。

○望月盛土対策課長

富士山麓。来年はじゃあ、全体的にやろうという話になった。ただ、頻度がそんなべらぼうにできるわけじゃないので、1回ぐらいが限界かなという話になって、だから、どうしても平地のところは住民からの通報がメインだから、そこはやる必要はないです。中山間地が特に情報が来ないから、それは衛星でやらないと多分、情動的には取れないだろうなという話になって、じゃあ、そのインターバル。1年間に何回やるのか。実際に調査すると3か月間ぐらいでも十数件の違法伐採が確認されている。それを毎回毎回3回ずつでやるのかとか、1年で行くのかとか、そこら辺は今後見極めないと分からないし、実験的に1年間を通して頻度を高めるとか、それを確認するしかないかなという話になって、来年度はモデル的にやってみるといふ話になった。

その中で、森林伐採というのは、マンパワーじゃ多分、見に行けないんだよね、現実。住民からの声といっても、多分人がいないもので、来ないだろうなと。だったら衛星を使ってやりましょうという方向に持っていければいいんだけど、来年は多分、無理だと。今後それを継続的に調査して、あと、市のほうに届出とかするじゃないですか。その情報が丸っと来ないので、やっぱり遅くなっちゃう。衛星だとすぐに撮ってすぐに分かるんだけど、それが違法伐採かどうか、認可取ったのかどうかも分からないから、そこを整理して、それがリアルタイムで分かるようになればというのは、そっちのほうの方が重要なのかなと思っ

○大川井森林保全課長

一応そこを書いたのが23ページの一番最後の突き合わせのシステムになるんですが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうだね。木こり屋さんって、民間というか会社の人と、あと、森林組合とか、2つぐらい。

○大川井森林保全課長

そうですね。民間、個人でやっている人も中にはいますけれども、主には森林組合と林業事業者ですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

民間となるとなかなか難しいかもしれないので、森林組合との何か、そういうような情報提供をしてもらおうとかというのは、あるのかもしれないですね。

○大川井森林保全課長

情報提供、何かほかの山であっても、行ったときに何か気になるところがあったら教えてくださいねというのはありだと思います。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

分かりました。

○内藤総務局長

いいですかね。そのほかありますか。じゃあ、望月さん。

○望月盛土対策課長

確認です。17 ページ。真ん中の左側に航空写真があって、黄色の丸があるじゃないですか。そこに水が集まるからということですよ。

○大川井森林保全課長

そうです。

○望月盛土対策課長

もともと排水路というのは、④区域のところ、白く書いてある④、破線が上から下につながっていますよね。ここが排水路でしたっけ。

○大川井森林保全課長

別にこれは排水路を示しているわけじゃないんですけど、この黄色のちょっと斜め下ぐらいかな、ここからこう入っていくんですよ。

○望月盛土対策課長

その最終的に出口というか、黄丸のL型のところら辺に入ってくる。

○大川井森林保全課長

いやいや、この出口はあれですよ。⑤区域のというか、この道路。道路側溝に入りますよね。⑤区域の右側というかの側溝に入ってくるんですよ。

○望月盛土対策課長

それはまだ完成していないから、側溝を経由して道路側溝に入っていないということ。

○大川井森林保全課長

そうですね。

○望月盛土対策課長

側溝ができていないから、それが悪さをしているというような表現になっちゃっているのかなと思った。

○大川井森林保全課長

ここの上の文章がですか。

○望月盛土対策課長

逆にできていないから、逆に分散すること。

○大川井森林保全課長

そうですね。今は浸透している、分散しているという形です。

○望月盛土対策課長

そもそも森林の場合は流出って、1回立入りして、また木を植え復旧しちゃったときに、流出係数というのは変わる？元に戻るのですか。

○大川井森林保全課長

森林に戻れば、流出係数は元に戻るという考え方でいいです。

○望月盛土対策課長

だから、Dに降った雨というのは増えてないということでもいいんですね、そうすると。

○大川井森林保全課長

増えていない、はい。

○望月盛土対策課長

源頭部の北、北西部の開発が原因だという流出。DとかEとか併せて、その辺、再度言われなければいいなと思って。

○大川井森林保全課長

そうですね。開発の途中でそのまま放置されているから進行しつつあるという形になっているので、しっかり森林の状態に戻っているかと言われると、今まだ是正させようとしているので、中途半端ではありますが、緑化すれば流出係数は元に戻る。

○望月盛土対策課長

排水施設ができていないし、排水施設ができたとしても、Eの開口部から水が源頭部に流れ込むんじゃなくて、⑤区域のところに流入するわけですね。排水。

○大川井森林保全課長

そうですね。この元の沢というか、沢を伝って流下するという形です。

○望月盛土対策課長

だから、D工区が開発されたことが原因ということはないということ。

○大川井森林保全課長

それはないと思います。それと、6月の大雨のときに現場を見に行っても、E工区側には流れていないというのを確認しているので、それはないと考えております。

○清水総務局参事

ちなみに素朴な疑問で、何となくD工区に降った雨の表流水というのはD工区の中に集まるような形になって、その水というのは最終的にどうなるんですか。浸透していくような感じですか。それとも、蒸発してくる感じですか。

○大川井森林保全課長

浸透、いや、蒸発もあるかもしれないですが、それは少ないと思うので、浸透するか、それか表流水として元の沢を流下している。

○清水総務局参事

元というのはその埋まっちゃっている鳴沢川。

○大川井森林保全課長

そうです。埋まっちゃっているというか、そうですね。ここに沢が1本あるので。

○清水総務局参事

鳴沢川じゃないんですか。

○大川井森林保全課長

鳴沢川の支流というのがありますので。

○清水総務局参事

支流というのですか。そっちに流れるんですね。

○大川井森林保全課長

そうですね。浸透し切れないものが流れているはずです。

○清水総務局参事

流れている。そうか、なるほど。浸透するものは別に、開発しようがしまいが浸透するものだから別に問題はないということになるんですか。問題はないって言い方はちょっとあれですけど。

○大川井森林保全課長

そうですね。それが、そうですね。流出係数の考え方であって、開発して裸地化すると流出係数が高くなるし、森林の状態だと浸透する水が多いので流出係数が下がるということになる。

○清水総務局参事

分かりました。すみません。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

将来的にD工区の排水計画としては、一応流末はどこへ持っていくかというのはある
んでしたっけ。

○大川井森林保全課長

あります。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あるんだよね。それができてないというだけですよ。

○大川井森林保全課長

それはできていない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それを本来やるのは誰がやるんですか。

○大川井森林保全課長

ここ、どう答えたらいいんでしょうか。

○福田土地対策課長

■■■■ですよ。■■■■しかいない。

○大川井森林保全課長

■■■■なんですけど、今もう地位承継しちゃっているんで、その事業を承継していますか
ら、ここを開発するんだったら、■■■■がそれをやって概成させるということになると思いま
す。

○清水総務局参事

概成させる。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今止まっちゃっているということですよ。

○清水総務局参事

そう。止まっちゃっている。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

じゃあ、■■■■が最終的にこの辺の排水をしっかり整備して、この地区は概成になると。

○福田土地対策課長

⑤区域の側溝も彼が直すはず。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

⑤区域。

○大川井森林保全課長

ただ、それが今、開発が止まってしまっていて、D工区自体をどうしていくのかという話が、■■■■と市との間でも話がかからない状態なので、当面は安全対策をやっていきましょうということで、今、是正工事というか復旧の措置をさせようとしているという感じです。

○内藤総務局長

排水は問題はないですか。排水は今、途中になっちゃって、中断しちゃっていて、問題はないのか。

○大川井森林保全課長

ですから、そこをもう開発して宅地にするんだったら、しっかり排水施設、全部やり切っていたかかないといけませんし、森林にしてもらえるんだったら元に戻るということなのかなと思います。

○内藤総務局長

今のこの状態でそのまま放っておいて、危険ということはないということですか。

○大川井森林保全課長

そこについては、東部農林事務所と市と連携して毎週パトロールをやっていますし、変更したところに異常がないかどうかというパトロールは確認していますので、緑化も進んでいる。土砂の流出も見られないという形には今、なっています。

○内藤総務局長

よろしいでしょうか。あと、いいですか。

じゃあ、続いて、森林法は終わりました、土採取等規制条例に行きます。

○福田土地対策課長

じゃあ、お願いします。データが届いていると思いますので、ちょっと見ていただきたいと思います。土採取等規制条例に関しましては、前回の訂正事項の前に、ちょっといろいろ様式的なものはいじっているところがあります。例えば4ページなんかは特別委員会提言の概要なんていうのをここに付け加えたりしていますが、その辺はちょっと飛ばして説明させていただきます。

まず、前回の指摘事項の訂正のところの一発目になりますが、6ページまで飛んでください。6ページのところで、上から4ポツ目になります。このところに■■■■の■■■■のコメントの関係を前回入れたのですが、そのところで一番最後の文章になります。「■■■■も同様の趣旨の見解を示されている」と、今、赤字になっていますが、もともと「発言をされていた」というところの表現だったんですが、このところは「見解を示されている」という表現のほうが適正だよという御指摘を前回いただいたものですから、こういうふうに直して、さらにこのすぐ下に■■■■のコメントを差し挟んでいたんですが、そのところも※を取って一番末尾に置いたほうがいいよという話だったものですから、今見ていただくと、1つポツを挟んで一番下のところになりますが、※で■■■■、ここも発言内容としていたんですが、上を見解にしたものですから見解にちょっと改めまして、こんな形で置いてあります。これが1か所目です。

それから、2か所目が、一番最後まで飛びます。8ページを御覧ください。8ページの4番の考察を踏まえた再発防止対策になりますが、このところ、盛土条例とか盛土規制法のところが赤字になっていますが、もともと略称で書いていました。盛土規制法と書いたり、盛土等規制法と書いたりとか、その表現が一致していなかったものですから、そこは統一したほうがいいという話、当然なんですけど、ということで、全てフル名称に変えています。静岡県盛土等の規制に関する条例ということで統一しまして、併せて、盛土規制法につきましても宅地造成及び特定盛土等規制法ということで、こちらのほうも正式名称に変えています。

それから、あと、2ポツ目のところが、もともとこれはポツがもう2つぐらいあったんですが、そのところをちょっと、もともと何というのでしょうか、我々が書いた文章と、それとあと、望月課長から頂いた盛土対策課の関係の今の対策の内容、それをくっつけたものです。ですので、ちょっと文章がおかしくなっているところがありまして、それを2ポツ目のところで1つのポツに統合してあります。「これら法令を十分に機能させるためには、現場において、適切に運用する必要があるが」ということでつなぎまして、ここから望月課長から頂いた文章になるんですが、「本県では、静岡県盛土等の規制に関する条例の施行に伴い、「規制強化」と「監視強化・効率化」を両輪として」ということで、下に具体的な今の対策の内容が書いてあります。そういうふうにつなぎました。

土採取条例につきましては訂正点、これだけですが、以上になります。

○内藤総務局長

ありがとうございます。何か御発言がありましたら、お願いします。清水さん。

○清水総務局参事

書きぶりだけの話になってしまうんですが、まず、事実関係のところの2ページの1992年5月1日のところで、一部改正、罰金の額の変更というところで施行されるということになっているんですけど、罰金をしているので、改正理由もあってもいいかなと思って、たしか刑法か何かの改正だったと思うんですけど。

○福田土地対策課長

罰金何とか法ですね。

○清水総務局参事

それが理由だよというのがちょっと、罰則が緩いとか、何かそういうところが指摘としてあったので、この改正が何に基づいてやられたかというのが分かったほうがいいかなと思っています。

○福田土地対策課長

法改正に基づいて。なるほどね。改正にね。

○清水総務局参事

その下の段の、議会の質問の関係は、議員の先生とかって別になくてもいいかなと思ってですね。

○福田土地対策課長

そうか。前に言われましたですね、確かに。

○清水総務局参事

■■■■も含めて。

○福田土地対策課長

これは取ればいいですね。

○清水総務局参事

あと、ごめんなさい。同じ■■■■のところの、北駿地方となっていて、これは北駿地域ですよ。

○福田土地対策課長

そうか、地方か。確かに。北駿地域、何といったかな。

○清水総務局参事

自分が見ているのがあれか、古いのか。

○福田土地対策課長
地域になっていますか。

○清水総務局参事
なっているの。

○片山廃棄物リサイクル課長
こっちは地域になっている。

○清水総務局参事
質問内容のほうが地方になっている。これ、質問が地方と言っているんですか。

○福田土地対策課長
どうだったんだろう。もともと。

○清水総務局参事
でも、地方と言っていて地域に直したほうがいいかなと思って。

○福田土地対策課長
確かに北駿地方なんていう言葉はないですね。

○内藤総務局長
ああ、質問のほうかね。

○福田土地対策課長
先生が言ったのかな。

○内藤総務局長
そう言ったからそうなったんでしょうね、きっとね。答弁は地域になればいいじゃない。

○清水総務局参事
そうですよ。

○福田土地対策課長
直しましょう。

○内藤総務局長
だから、これは質問内容だから。

○清水総務局参事

次がその下の1997年の4月1日の、この一部改正の改正の経緯というところ。改正の経緯となっていて、盛土行為が増加したことって書いてあるんですが、ここは条例改正の理由にしたほうがいいのかなどと思って。市町の独自条例が制定されて、県条例等の適用関係で疑義が生じないようにするためとか、何かたしかそんなことが書いてあったような気がするので、そのほうがいいのかなどと思ったのと、あと、3ページのほうで。

2001年の4月1日と、2007年の3月20日の条例改正が一応事実関係としてあるんですが、今回の検証には直接関係しないような改正なので、事実としてはあるのですが、この報告書の中に入れる事実関係からは除いても害はないかなど思ったり。

○福田土地対策課長

いいですか。私もそう思っていたんだけど、じゃあ、取りましょう。

○清水総務局参事

あと細かい話で恐縮なのですが、6ページの、さっきの■■■■の発言のくだりの前のところで、特別委員会の名前が被災者支援特別委員会になっているものですから、正式な名前にしたほうがいいのかなどと思って、逢初川土石流災害検証・被災者支援特別委員会だということなので。

○福田土地対策課長

分かりました。

○清水総務局参事

第何回委員会は要らないかなどと思ってですね。

○福田土地対策課長

いいですか。

○清水総務局参事

委員会で発言があった、で。

○福田土地対策課長

じゃあ、委員会で止めると。

○清水総務局参事

あと、この■■■■が、今、■■■■となっているんですけど、そもそも■■■■は行政対応検証委員会の委員だったものですから、行政対応検証委員会の委員であった■■■■みたいにして、括弧で現在の役職みたいなものを入れる形

のほうが、この方がここに登場してくる理由としては、検証委員会の委員だったからというところのほうが大きいので。

○福田土地対策課長
了解です。

○清水総務局参事
すみません。

○福田土地対策課長
下のところもあれですね。■■■■の見解。このままでいい。

○清水総務局参事
そこは逆に言うと、■■■■の見解でもいいかもしれないです、それで。
あと、今回改めて読んで1つ気になったのが、6ページの「また、悪質な事案に対し」のところのくだりで、「県条例の措置命令等の規定の積極的な適用を検討するべきであったと考える」となっていて、そのとおりだと思うのですが、そこは市の対応になるなど思っていますね。でも、行政対応検証委員会の検証結果がそういったような形で言っているから、それはそのほうがいいんですよね。いいんですよねって聞き方があれですけど。「余地もあった」みたいにしたら変ですよ。やっぱりここはもう「べき」にするしかないんですよね。分かりました。ごめんなさい。ちょっとそこは気になって、市のことだなと。よう言っちゃうなど思っていますね。でも、それ以上書きようがないですね。

○福田土地対策課長
「市では」とかね。

○清水総務局参事
すみません、以上です。

○内藤総務局長
その他何かありますでしょうか。よろしいですかね。片山さん。

○片山廃棄物リサイクル課長
最後、てにをはとかそのあたりなんですけど、8ページですが、最後のポツは、一番下の、これ1ポツは1文字下がっているんですかね。

○福田土地対策課長
いや、下がり忘れていましたね。

○片山廃棄物リサイクル課長
下げるでもいいですかね。

○福田土地対策課長
下げます。おっしゃるとおり、何かいじったのかな。

○片山廃棄物リサイクル課長
それと9ページの1ポツ目なんですけど、「今後、盛土規制法の規制が開始され」、「し」、これは「開始し」でいいですか。

○福田土地対策課長
私もここ、迷ったんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長
本格的に？本格的ではないか。

○福田土地対策課長
ちょっと気になりますよね。スタートなんだよな。

○内藤総務局長
開始。全国一律。

○片山廃棄物リサイクル課長
本格実施のほうがいいですね。何ていうんだろうと思って。

○福田土地対策課長
何ていうんだろうね、確かに。

○清水総務局参事
「適用され」とかになる。

○内藤総務局長
施行されるということ。

○清水総務局参事
もう施行はされているんです。あとは地域を指定するかどうかということなので。

○内藤総務局長
じゃあ、適用かな。これは、ここは盛土規制法でいいんですか。最初のところは直して

いる。

○福田土地対策課長

直してないですね、確かにね。

○清水総務局参事

それかでも、ここで略称取ればいいんじゃないですかね。ずっと正式名称で出てくるのもつらいと思うんですよ。

○内藤総務局長

以下、盛土規制法。ただ、1回出てくるだけなんだけどね。

○福田土地対策課長

ちょっとそこも併せて文章を考えますね。確かに気になるのは気になるので。

○片山廃棄物リサイクル課長

ちょっとそこが気になっているんですけれど。

○内藤総務局長

ただこれってこの文章、結局何をするのがよく分からないですよ。監視の強化・効率化を図っていると書いている。

○福田土地対策課長

確かに、具体性がないっちゃ具体性がないな。取ってもいいのかな。

○内藤総務局長

監視の強化というのは具体的に何をされるのか。

○福田土地対策課長

その辺のことって上で言っているんですよ。大体条例のところ。さらに一層、一言だけでも。

○内藤総務局長

なので、さっきの森林法みたいに、今までやってきたことの拡充とか、今後、災害後にやったこととかいうふうに分けて言うと、これは全部もう既にやってきたこと。

○福田土地対策課長

そうですね。それをグレードアップしていきますよと。

○内藤総務局長

ただ、そうですね。法適用が開始されたら、さらにということ、最後のポツで言いたいということですね。

○福田土地対策課長

確かに要らないっちゃ要らないかな。何か言えることがあるのかも含めて、場合によっては取っちゃいますので。

○内藤総務局長

結局いろんなことをおっしゃっているんだとしたら、別にいいのかなと思ったけど。

○福田土地対策課長

具体的に書ければ。

○内藤総務局長

そのほかよろしいでしょうか。じゃあ、ちょっと一旦休憩お願いします。

○内藤総務局長

それでは、協議を再開します。次は土砂災害防止法の5回目です。杉本参事、お願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それでは、修正したところを説明させていただきます。

まず、1ページ目ですが、位置図を追記させてもらったということで、実際の警戒区域のところを旗上げをした地図を入れております。それが1ページ目です。

続いて、あと、細かい表現の修正等もありますが、6ページ目のところに表現の修正があります。

あと、9ページ目のところに行きまして、砂防法も同じですが、地形改変という言葉を変更して統一して、土地改変ということでここを統一しております。

続いて12ページです。3ポツ目のところですが、これはもともと5ポツ目にあったのですが、内容的に順番を3番目に持ってきたということ。あとは一番下ですが、土木事務所、「企画検査課や工事課の」ということで、土砂法の指定担当者が分かるようにということで、ちょっとこの辺を具体的に担当の課を追記しております。

15ページ目です。15ページ目についても表現の修正ということで、考察の2番目のポツのところですが、前回の委員会の中で、事務所全体で情報共有されていなかったということもあるので、その辺の表現が、前は「熱海土木の都市災害防止法の担当者が」と書いて、土砂法の担当ということを書いてあったんですが、一応説明会に参加したのが熱海土木の職員ということでもあるので、このような形で表現を変えています。事務所全体で情報共有されていなかったということがある程度分かるような形の表現としても、

このような形がいいかなと思っています。

続いて16ページ目です。16ページ目は5番目の考察、再発防止策のところにもなるのですが、この辺はちょっと表現の修正ですが、語尾が「何々に努める」というような表記、表現で締めていたところを「何々していく」と。2番目のポツに書いてあるように「構築していく」というような形で、そのような表現に改めております。

あと、3番目のポツのところ、2行目のところに「その事実を把握できない場合もあることから」ということに表現を変えています。前は「その事実を見逃す場合もあることから」ということだったのですが、ちょっとその表現、「把握できない場合もある」ということに表現を変えております。

17ページ目の3ポツ目の表現の修正ですが、これ、範囲がある程度、もう少し具体的に示せるほうが分かりやすいかなということで、表現の中に、前は「指定区域内及び近接する不適切盛土」と書いたんですけど、そこをもう少し具体的に、「指定区域内及び上流やこれらに近接する不適切盛土」ということで、もう少しエリアがある程度分かるような形の表現の方法に修正しました。

あとは語尾の修正等があります。

説明は、簡単ですが以上になります。

○内藤総務局長

ありがとうございました。それでは、御意見等ありましたらお願いします。望月さん。

○望月盛土対策課長

15ページの修正したところですが、説明会に参加した熱海土木の職員が把握していればという話ですか。土木事務所としては把握していたわけですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

土木事務所は把握していました。

○望月盛土対策課長

たまたま参加した人が知らなかった。で、ずっと住民に周知できなかったということですよ。本来はそこで、土木事務所の中で情報共有していて、説明会に参加する人に明確に伝えるように指導していればこうならなかったわけだから、そうすると非常に、本当に、この参加した人にそこまで委ねるといって、もっと事務所として、大きな話として認識していなかったというのが原因だということ。書きぶりがこれはちょっと気をつけないといけないのは、この職員が何かという話になる可能性があるのですね。書きぶりをもう少し気をつけたほうがいいのかと思った。ここで周知していれば、もしかしたらという話になる可能性があるから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

職員が特定できてしまうというのはよくないということですか。

○望月盛土対策課長

極端な話、この職員が把握していて、その会議というか説明会の席上、住民に周知していれば、場合によっては被害の軽減になったというような主張をされちゃう可能性はある。

○清水総務局参事

イメージとしては多分、職員個人が個々の判断で説明できたということではなくて、きちっと事務局として、これは住民に伝えなきゃいけないことだから、あと、職員の個々の判断ということじゃなくて、これはちゃんと説明してくださいねということを事務局として徹底しておくべきだったんじゃないかという、そういうふうにしたほうが。

○望月盛土対策課長

そこまで重要とっていなかったのかもしれないんだけど、もし重要に思っていれば、そういうようなやり方をするべきであって、個人が説明会に参加したときに言わなかったからというような言い方ではないのではないかなと思って。

○清水総務局参事

職員一人一人が知っていれば、その職員1人の判断で説明できたんじゃないかみたい

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

事務局内で情報共有すべきであったということの文末になっているけれど、そこを直さない

○望月盛土対策課長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういうことだよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

3ポツ目と2ポツ目で1つになるんですかね。赤字のところを、「事務局内で情報共有すべきであった」が前に行って文書って組み立てられないですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「一方で、事務局内で情報共有ができていれば」みたいな書き出しにするということ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。「周知できた可能性もある」とかにしちゃって、3ポツ目と何か一緒にしちゃうとか。

○内藤総務局長

可能性もあると。だけど、それは分からないよね。これは意識が低かったからというふうなこと。

「最悪の事態を想定し、幅広く関係する職員で問題を共有する意識が不足していたと考える」と伝えちゃうと。2と3を一緒にして、ちょっと説明会に参加した職員がみたいなフレーズがあまり出てこないほうがいいと思うんですよね。多分、おっしゃりたいのは事務所内の情報共有ができていなかったということをおっしゃりたいんですよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう。

○内藤総務局長

その状況というのが徹底できていなかったということはしっかり言いながら、ただ、説明会に参加した職員が、これができなかったからという言い方を避けながらそこを言うこと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

3ポツ目につなげるってどういうことですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

2ポツ目も、事務所内で情報共有すべきであったと言っているね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

2ポツ目のね。

○片山廃棄物リサイクル課長

4ポツ目も言っているんですよね。こっちは違うのか。体制を徹底すべきであると。すみません。間違いです。共有すべきで、認識が不足していた。

○清水総務局参事

イメージとしては、一方で、事務所内で逢初川上流部における不適切な開発行為について情報共有できていれば、逢初川源頭部における盛土の存在を下流部で十分に周知できた可能性もある。しかしながら、情報共有されなかったのはというような感じでつなげる。そういうイメージ。

○片山廃棄物リサイクル課長

(そういうイメージ)かなと思ったんですけど。

○内藤総務局長

もう1回検討をお願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

くどくなっちゃうのは、「このことから」という文章。分かりました。

○内藤総務局長

清水さん、いいですか。

○清水総務局参事

細かい話ですみません。これ、ちょっと昨日の砂防法との並びだけなんですけど、1ページの図のキャプションですが、「再検証の対象となる」となっていますが、ここは「逢初川流域における」という表現のほうがいいかなと思ってですね。

あと、これは横並びで見ていく中でというところなんですけど、2の制度概要のそれぞれのポツのところに見出しを入れられたほうが見やすいかなと。ほかの法令もそうなんですけど、例えば1ページの目の2の1ポツ目の前に、(1)で目的みたいな、そういった見出しを入れていったほうが、ぱっと見たときは分かりやすいかなと思ったので、それは6法令を並びで見たときにどうするかというところで、ちょっと見てみて、また皆さんに提案させていただけたらなと思っています。

あと、最後に、これもさっきの森林とかと関係するんですけど、この再発防止のところ、予算の関係とかというのがまだ不確かだとか、そういったものというのは特にはない感じでいいですか。(1)の4ポツ目のものはもう令和3年度に完成しているので、特には。あとは作業的な部分で、お金がどうこうという話とか、特にはそういうのはないんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。

○清水総務局参事

分かりました。以上です。

○内藤総務局長

2の見出しのところは、横並びで見て、うちのほうで提案させてもらって。

○清水総務局参事

例えば、1ページ目の2の1ポツ目だったら(1)目的というような感じで、2ページ目の一番上のポツには(2)で、例えば本法で規定する土砂災害の定義みたいな、そんな見出し

で、3ページ目の真ん中のポツは(3)で指定手続とか、そういったような見出しがあったほうが見やすいかなと思ったので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

さっき1ページ目の1番のところが何と言いましたっけ。

○清水総務局参事

1ページの1番。1番はこの図のキャプションというんですか、「再検証の対象となる」となっているのですが、「逢初川流域における」というような。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ここのことを言ってる。了解。

○内藤総務局長

その他ありますでしょうか。いいですかね。では、そこをこっちで直しちゃう感じでいいですかね。その1番のところ。

○清水総務局参事

ちょっとこう入れてみて、次回の何でしたっけ、最終的に全法令を見るときに確認していただいて、そこで意見交換して固めるみたいな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは清水さんがやってくれるの。

○清水総務局参事

こっちで1回局長と横並びで見ましょうって話になっているものですから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

分かりました。

○内藤総務局長

あその、だから、さっき望月さんが指摘してくれたところだけお願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そこはやります。はい。

○内藤総務局長

では、土砂災害防止法についてはここまでで、続いて全般的な論点について、清水さん。

○清水総務局参事

紙がなくて恐縮ですが、午前中にメールでお送りしたファイルを見ていただいて、昨日から修正した箇所を赤字で入れさせていただいているので、上から順に説明をさせていただきます。

まず、1ページ目の事実関係の部分については若干表現を直したのと、あとは⑤区域の開発行為の許可だとか変更許可だとか、その辺の関係を追記したのと、あと、昨日、無許可開発とかの言い回しの統一が図られていないところがあったので、一応1枚目の2003年の2月21日のところで、「 」に対し、逢初川源頭部北側区域における都計法違反(無許可)による開発行為(以下「④区域・無許可開発」という)」というような形で、ちょっと略称を取って、以降、この箇所については「④区域・無許可開発」というような表記にするような形にしています。ただ、この無許可開発、丸々④区域じゃないものですから、ちょっとそこら辺、誤解を与えないように、その下に※で、この無許可開発の区域については、一部は④区域に含まれるんですけども、一部は区域外ということがあるものですから、そういう形なんですけれども、一応本報告書については「④区域・無許可開発」と表記するというような形で注意書きというか、その前提として、無許可開発区域は丸々④区域じゃないんだよというところを御理解いただくような、そんな注意書きを入れています。

1ページに追加している事実関係は、ほぼ⑤区域の変更許可であるとか、地位承継だとか、あとは命令の解除だとか、完了検査だとか、その辺の事実関係を追加しているというような形になります。

2枚目のほうは、④区域の変更許可の関係を追加しているような形と、あとはC工区とE工区の開発行為が完了したのはいつなのかというところを追加しているような形になります。

ずっと行っていただいて、ちょっと赤が入っているのは、はてなみたいになっていて、多分。立方メートルというのを入れたりとかしているぐらいで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

さっき言ったC、Eがもう終わっているって、このことを言ってるんだよね。

○福田土地対策課長

今、出てきたでしょう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

このことを言ってるの。開発行為に関連してって、さっき言っていた。

○福田土地対策課長

そうそう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これが市が完了行為、完了させちゃったということですよ。

○内藤総務局長

きついなと思うので、本年11月とか7年とか、何でって感じなんですよ、それ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

19年か。

○福田土地対策課長

熱海土木も言っていたじゃないか。なぜか完了させちゃったって。

○清水総務局参事

次に赤が入れているのが11枚目と言えいいですかね。全部で15枚あるんですが、ページを振っていないものですから。この左下のほうに出ているこの15分の幾つというのをちょっと見ていただいてですね。

それで11枚目で、①となっていたのを(1)、(2)に直したというところと、昨日お見せしたものでは、事業完了の時期とかがマル年マル月とかだったものですから、それをちゃんとしたもの置き換えているというところと、あと、12枚目の2つ目のポツの「 による」というところは、昨日の段階では が登場していなかったものですから、それが分かるようにしたほうがいいという御指摘があったので、 による宅地造成のうちというような形で を登場させているような形になります。

それと、この部分の後の考察にもつながっているところがあるものですから、④区域・D工区の雨水の状況というのをちょっと追加をしています。これはこういう表現で大丈夫ですかね。この当地の雨水については、区域外に流出しないことを...

○内藤総務局長

確認している。

○清水総務局参事

区域外に流出しないという、ちょっと語弊がありますかね。語弊がありますね。さっきの話だと。

○大川井森林保全課長

鳴沢川流域外とかだったら。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうだよ。鳴沢川流域だよ。

○内藤総務局長

鳴沢川流域外に流出しないということでもいいですね。

○清水総務局参事

ちょっと保存させてください。ありがとうございます。

その次が、昨日説明したものには⑥区域の関係の記述がなかったので、いつ認知したのかというのを今入れているのですが、これだと後でよくよく確認してみたら、後ろの考察のほうにつながる事実関係じゃないなと思ってですね。なので、⑥区域における土地改変行為がどんな内容だったかというところの事実関係に置き換えようと思っています。今はいつ認知したのかになっているんですが、そもそも⑥区域で行われた土地改変行為というのはこういうものなんだよという事実関係に置き換えようと思っています。

あと、これも皆さんにお送りした後に、昨日の御指摘受けたところで抜けていたなと思ったところがあって、これも昨日御指摘のあった考察の部分につながっていくのですが、とはのを通じて関連のある事業者であるということを認識していたよというような事実関係をここに入れて、その上で、考察の中で、そういうことを認識していたのであれば、法律的な手続上では引っかけるところはなかったけど、それらの者が行う行為については注視するとか、そういったような意識が必要だったのではないかみたいな、そんな考察を入れたほうがいいかなと思っています。

今ちゃんと表現できてなくて申し訳ないのですが、たしか昨日、杉本参事のほうから、法律的にはそうだったけど、ただ、こういうこともできたのではないかみたいな、たしか昨日おっしゃられたのは、その場所から出る土の行き先を確認するだとか、そういったようなことも行えたのではないかみたいなところの考察もあったほうがいいのではないかというようなお話があったと思うんですが、そこまで書けるかどうかということがちょっとあって、今これをつくっている段階で思ったのは、きちんと法律上はパスしちゃっている部分はありますけれど、ただ、あまりよろしくない業者というような認識があったのならば、許可するだけで終わるのではなく、その後のその人たちの動きというのをちゃんと見守っていくとか、後を追っていくというような、そんな視線もあってもよかったのではないかみたいな、そんな考察はどうかなと思っています。後でまた、文章化したところで、また御確認をさせていただけたらと思っております。

次に考察のところ、昨日見ていただいたものだと、C工区の開発許可の申請の内容と、D工区の林地開発許可の申請の内容が適正なものなもので、①区域の盛土行為に関連するものではないというような、そういった表現になっていたのですが、それはちょっとおかしくないかという御指摘があったところで、確かにおかしいですから、もう1回、それぞれ盛土行為の時期だとか、C工区の申請の時期だとか、無許可開発区域の是正の時期だとかというところを改めて当たってみて、こういうふうには言えないのかなというところで直した形になります。

考察の2ポツ目を読みますと、④区域・C工区における宅地造成に係る開発行為の許可申請については、盛土行為が本格化する前に行われていることから、当該申請に係る行政対応については、①区域における盛土行為に関連するものではないと考える。何で

申請だけに限っているかということ、県が関わったのが申請までの段階なものですから、盛土行為が行われる前に開発許可申請自体が行われているので、盛土行為がまだ行われていない段階の申請になってくるので、関連するものではないのではないかと、そういう考えになります。

次のポツが、④区域・無許可開発については、盛土行為が本格化する前に是正されていることから、やはり同様に、盛土行為に直接関連するものではないと考える。なので、無許可開発が行われたのですが、その是正自体が、盛土行為が行われる前に完了しているものですから、関連はないのではないかと、そういう考えになります。

次のポツについては、④区域・D工区については、①区域から物理的に離れている。また、当該工区においては防災工事が完了しないまま放置された状態にあるが、当地の雨水は、鳴沢川流域外には流出しないことを確認している。これらを踏まえると、当該工区における林地開発に係る行政対応については、①区域の盛土行為には関連するものではないと考えるというような、盛土行為の時期とそれぞれの手続が行われた時期を比較して、盛土が行われる前に終わっているから関連しないというところの考え方と、あとは物理的に離れていますよということと、あとは、適切でない状態にはあるけど、その地域、その場所の表流水は①区域のほうには行かないので、①区域の盛土行為に関連はしないのではないかと、その2つの考え方でそれぞれの行為を整理したというようなところなんですけど、論理的に、ロジックとしておかしいとかってありますか。

○内藤総務局長

盛土行為が本格化という、本格化ということはどういうことですか。

○清水総務局参事

土採取等規制条例に基づく届出がされること。2007年の4月にたしか提出されていると思うので。

○内藤総務局長

その前から盛土行為自体はあったということですね。

○清水総務局参事

いや、できない。やっちゃいけないんですよ。

○内藤総務局長

だよ。何というか、本格化というと以前があるみたいな感じがするとか。

○清水総務局参事

やられていたみたいを感じる。行政対応検証委員会の報告書にそういう表現があったものですから、それを流用しているような感じなんですけど、盛土行為が行われる前とか、何かそういうことでいいですかね。

○内藤総務局長

そもそも盛土行為なんか1ミリもなかったわけですよ。

○清水総務局参事

何だろう。極論ですけど。そうですね...

○内藤総務局長

例えばC工区の許可申請というのは盛土行為が本格化というので、盛土行為が全く何もないときじゃないですよ。

○清水総務局参事

例の■■■■が言っているやつは、何かもうもはや盛りこぼされていたみたいのことを言っていたりとかするんですけど、それは盛土行為では、盛土行為というのかどうかちょっとあれなんですけど。

○内藤総務局長

盛りこぼされていた。

○清水総務局参事

写真あったじゃないですか、特別委員会の。それがもう何か、あそこの逢初川源頭部というのは④区域の土を処分するために何かやっているんだみたいなことは、たしか何か書いていたような気がするんですけど、ただ、行政手続的に見ると、盛土行為が始まったのは土採取の規制条例の届出がされてから行える話。届出自体はやる前の30日前に出せということになっているものですから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これって何年のことを言っているんですしたっけ。何年。

○内藤総務局長

許可審査は18年だし、盛土行為は19年ですよ。

○清水総務局参事

そうですね。平成18年3月と、盛土行為は平成19年の4月で1年ぐらいずれているし、無許可開発の是正については、平成17年の6月でしたっけ。

○内藤総務局長

逆に言ったらいい。時系列的に。

○清水総務局参事
それはそうですね。

○内藤総務局長
C工区における開発行為の許可申請のほうが後だよ。無許可開発の是正よりもね。

○清水総務局参事
ただ、考え方的にはおかしくはないですかね。関連がないという...

○内藤総務局長
もちろんそうだよね。盛土行為が前からやっていたことなので。

○福田土地対策課長
全く関連性がないですから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
平成19年のときに、伊豆山で、伊豆山港で土砂が流れたというときがあったじゃないですか。

○清水総務局参事
19年の4月ですね。あれは盛土が始まった後ですね。これ、たしか盛土の届け出が多分4月の1桁台で、4月25日だったと思うんで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
それは逢初川のほうの関係だよ。

○清水総務局参事
そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
CとかEは関係ないよということだよ。

○清水総務局参事
そうですね。見に行ったときには、やっていたとは思いますが、やっていたというか、無許可開発の後にはあるので、開けていたとは思いますが。

○内藤総務局長
濁りが出たのは、まさにその盛土内からだね。

○清水総務局参事

盛土が届け出て、もう既に始められたかどうかというのはあるんですけど。

○内藤総務局長

その時点ではもうC工区というのは完了していた？

○清水総務局参事

C工区は。

○福田土地対策課長

完了しているかな。

○内藤総務局長

完了している。2006年11月なので。

○清水総務局参事

そうです。

○内藤総務局長

Eも完了したよね。

○清水総務局参事

Eはたしか3月でした。

○福田土地対策課長

数か月しか離れていないですね、その年から。

○内藤総務局長

関連して、だから、濁りというのはまさに①区域。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。

○内藤総務局長

続けてください。

○清水総務局参事

次が13ページのほうで、今度は④、⑤、⑥区域との相互の関連というところで、1ポツ目はあれで、2ポツ目もちよっと補記をしたような形でですね。なので、この⑤区域の宅

地造成については一番最初に行われた土地改変行為なので、④と⑥には関連はしないよというのが1ポツ目で、2ポツ目が、これも順番は直したほうがいいかもしれないのですが、⑥区域の土地改変行為は、熱海市内の他の場所における建築物の解体工事によって発生した産業廃棄物の不適正な保管、不適正な処分であることから、⑤区域、④区域の宅地造成に直接関連するものではないよという考え。

3ポツ目が、④区域・C工区の開発行為の許可申請の内容が、これは許可申請の内容が排水を含めて適正なものなもので、下流の⑤区域の宅地造成には影響はしないよという、そこは開発許可申請の内容が適正だということの前提に立つんですが、そこが崩れなければ⑤の区域の宅地造成には影響しないという、そういうところで。

あと、昨日ちょっと御指摘の中で、昨日の段階では森林法の考察と、あと、都市計画法の考察を再掲するような書きぶりのものを入れていたのですが、やっぱり読んでいくと、都市計画法の再掲は改めて入れる必要がないなというところと。

あとはちょっと森林法の関係も改めて載せるまではないんですが、関係がどうだったかということところは、関係があるのかないのかということところは、ちょっと入れておいたほうがいいかなと思って、関係はありますよ。ただ、その関係については、森林法の考察等を見てくださいねということで、振るような感じでどうかなと思っているところなんです。

この項目が、関連があるかないかという、その関連についてちょっと触れるところになるものですから、関連があるものについては、関連があるというその考察自体はここにあったほうがいいのかなという、そういう考えで、この括弧じゃなくてもいいのかな。どうですか。

○大川井森林保全課長

今のD工区と⑤区域の関連のところですが、森林法の考察を参照ということですが、片や森林法のほうが、今、明確に⑤との関係について現在あまり明確に書かれているところがないなと思って。

○清水総務局参事

イメージとしては、林地開発許可申請で、市が審査した部分についても追うべきだったみたいなのところが、追うべきであったというか、ちゃんと。

○大川井森林保全課長

しっかりと。

○清水総務局参事

そうそう。そこをイメージしてはいたのですが。なので、⑤区域の関係というと、D工区からの排水の関係をちゃんと見たかということになるかなと思って、そうすると、市がどこまで、どういう資料でどこまでを確認したかということからは分からないのですが、当然⑤区域の影響というのは、多分、許可するに当たっては勘案する部分になるかと思うものですから、ただ、その内容が今は分からないんだけど、そこについては当時ちゃんと確

認したほうがよかったという考察になっているので、直接⑤区域との関係の考察というわけではないんですが、森林としてどこまで見る必要があったのかというところの考察はされているのかなというところで、そこに振るようなイメージで書いているというところなんですが。うまくつながらない...

○大川井森林保全課長

すみません。もう1回いいですか。今日たくさん書いていただいて、今これを言うのはあれなんですけど、5番の考察を踏まえた再発防止に向けた対策もプラスして、昨日の御意見を踏まえて書いていただいているんですが、アウトプットがこれだとしたときに、ここに書かれるべきこの(1)と(2)の論点に対して、書かれるべきことって何かあって考えたときに、今あんまりうまくつながってないと思って。

○清水総務局参事

この(1)(2)って基本的には相互にリンクがないので、その部分は個別法で見えていますよという、そういうスタンスで、この再発防止のところはあくまでも連携とか情報共有という視点で再発防止を置いているというような。

○大川井森林保全課長

ですよ。ちょっとイメージなんですけど、5番で、本庁だとか出先だとか、そういう部局間連携のことが書かれているので、だとすると、この(1)とか(2)に書かれるべき考察、事実関係だとか考察というのは何かなく考えたときに、それってというのは、個々の法令はあまり法令の審査自体だとか、それ自体はそんなに関連しない、あと時期から見ても関連しないんだけど、個々で対応をしていました、だけど、もうちょっと情報共有だとか、そういったものがあれば何かこんな対応ができたかもしれないというイメージだとか、そういう何か、個々にはしっかり対応していたんだけど、しかしながら、こんなことがうまく連携できていなかったみたいな考察であったりすると、この5番の対策につながるのかなと思ったんですが。

○清水総務局参事

ちょっと今ここに表現できていないのですが、さっきの、ちょっと言葉が適切じゃないですが、悪質チックな業者であるという認識を当時みんな持っていて、その認識を持っていたんだったら、個々の行政対応そのものについては先方に指摘することはできない面があったけど、そういう認識があったんだったら、関係者でその人たちの行動を見守るとか、そういったことができたんじゃないかみたいな、そういうところは考察として入れようかなとは思っているのですが。ただ、それを入れれば連携のほうにも、再発防止にもつながる。今の再発防止を入れれば、それについての再発防止策にもなると読めるので。

○大川井森林保全課長

読めるような気がします。

○清水総務局参事

なので、その部分は、どういう書きぶりが適切かどうかというのがあるものですから、ここに今書いていない考察の部分については、ちょっとまた書いて、先に皆さんにお送りして、最終的な打合せのときに、また最終的に御意見等をいただけたらと思います。そういう形で入ればあれですか。

○大川井森林保全課長

そうですね。今、考察も1か所1か所書いていただいたんですが、こういうふうにしたほうがいいのか、それとも、全体を押しなべて、もうちょっとさらっとというか簡潔に書いたほうがいいのか。もうちょっと簡潔に書いてもいいのかなとちょっと思ったりしたので。

○清水総務局参事

今、一個一個書き上げているところを、例えば盛土が開始された時期と、それぞれの事象が完了したりとかした時期、もしくはその物理的などころを考えると、それぞれが関連はしないと考えるみたいな形でぐっとまとめちゃうような。

○大川井森林保全課長

しかしながら、こういうところがうまく連携、もう少し連携していたほうがよかったとか、何かそういう考察だと後ろにつながっていくかなと思ったのですが。

○清水総務局参事

分かりました。その簡潔のパターンもちょっと考えてみて、それを並べてみてどうかって形で、また御意見いただけたらと思います。

先に修正したところをまた。次の修正箇所が14枚目で、これは(2)の論点における確認・判明した事実関係というところをちょっと追記しているのですが、1点、これ、県の健福がずっと現場を見ているよという、そういう事実を書いてあるのですが、これについて、後ろの考察のほうで、把握した事実があるんだったら、それを共有したほうがよかったよねというところがあるので、その事実関係として、健福のほうは定期的に見に行っていたよというところを入れたということと、あと、その下については、これは昨日の段階では出先の関係しか書いていなかったものですから、再発防止とかというところに本庁のことをちょっと入れるということで、①、⑤、⑥の土地改変行為の対応については、本庁と関係する出先機関のやり取りというのは確認できた。かつ出先機関はやっているよというの確認できたのですが、本庁の関係各課が何かやっていたかという、そういった記録は、ごめんなさい。ちょっと土地対と建築安全とか、もしかしたらやり取りがあったのかどうか、かもしれないんですけど、本庁と関係出先とのやり取りだとか、関係出先機関間のやり取りに比べて、そういった本庁の関係課間のやり取りというのが、あんまり明確に確認できなかったというか、薄かったのかなというようなところがあるのかなということで、これを事実関係として入れ込んでみました。

この事実関係を踏まえて、ちょっと事実関係として入れて、あと、考察のほうでは、昨日この3ボツ目の考察の中に、括弧書きで林地開発許可違反の早期認知みたいなところがあって、関係が分かりにくいという話があって、これでも分かりにくいかもしれないんですけど、イメージとしては林地開発許可違反、2007年4月の濁りの発生とその後の現地確認の結果を情報共有していれば、①区域の林地開発許可違反を、1か月ぐらいいですけど早期に認知できたし、早期に認知できれば早期に指導できたよねという、そういったところで、早い段階で事業者を牽制というところで、林地開発許可違反の関係を書きぶりを直してみたのと、あとはちょっと補記をただけです。

本庁各課間の情報共有、事実関係としては入れたんですが、考察では触れていないなと今気がついたのでありますが、考察に入れられるかどうか、そこはちょっとまた考えます。すみません。

一応それに向けた再発防止策ということで、昨日の文章を、文章をばらすような感じにした部分があるのですが、まず1ボツ目として、意味のある情報提供を行うためには、それぞれの機関が抱える懸案事項を把握することが重要だよねというところをうたっておいて、2ボツ目では、盛土については、盛土対策会議によって、そうですね。本庁では盛土対策会議によって、あと、出先機関では盛土対策会議の地域部会で不適正盛土に関する情報を共有する仕組みが、もう既に設けられていますよというところと、あとは盛土に限らずに、この盛土対策会議みたいな、そういったきちとした組織形態でなくても、年度当初等の一定のタイミングで本庁の関係各課間であるとか、同一管内の関係出先機関間で情報共有するような、懸案事項についての情報を共有するような場を設置することを考えてもいいんじゃないかというようなところを対策として1個入れたのと、あとは、複数の部局が関係する場合の仕組みづくりという話が昨日あったので、それを踏まえてどう書けるのかなと考えてみたのが3ボツ目になるんですが、情報共有によって、複数の法令が関係する事案を認知した場合には、関係者が連携した対応をすることが求められますよというところと、そういった場合に、迅速かつ円滑というのは何だろう、同じようなことを言っている気がする。迅速かつ円滑に連携体制を築くことができるような、すみません。何て表現が適当なのか、ちょっとあれなんですけど、例えばルールだとか、仕組みというとなかなか大きなことになってしまうかなと思ったものですから、取りあえずルールという言葉置いてみているのですが、そういったものを検討する余地もあるもではないかというような形で、今置いています。

それとあと、昨日研修の話があったものですから、各機関が抱える事案が他の機関に關係する事案かどうかというのを認識するためには、ほかの機関の所管法令の基本的なところは押さえていく必要があるので、盛土対策の会議では、盛土対策会議という表現が適当かどうかというところはあるんですが、盛土の場合には、関係職員に対して、関係法令に関する研修を実施していきますよというような、そこを追加したというような、そんな形になります。

修正箇所の説明につきましては、以上になります。

○内藤総務局長

ありがとうございました。どうですか。ほかに意見はありますか。

やっぱり考察と再発防止対策がつながるような方向に持って行きたいですね。

ちょっといいですか。単純に質問なんですけど、13 ページ真ん中辺というかな、上から3ポツ目か。④区域・C工区における宅地造成に係る開発行為の許可申請の内容は、C工区から⑤区域への排水も含め、現時点で改めて審査しても適正なものであることから、当該申請に係る行政対応については、C工区の下流の⑤区域の宅地造成に影響するものではないとなっているじゃないですか。

宅地造成って、もう終わっているんじゃないの、この時点で。まだ終わっていないのか。④のC工区の許可申請が出てきたときに。

○清水総務局参事

⑤区域はまだ終わってないですね。

○内藤総務局長

終わってない。いつ終わったんでしたっけ。

○福田土地対策課長

微妙にずれているんですよ。3月17日に許可申請を受け付けて、たしか完了が3月二十何日。

○内藤総務局長

24とかだった。

○福田土地対策課長

微妙で。

○内藤総務局長

影響はしない。

○福田土地対策課長

実質上、終わっていたかもしれない。

○清水総務局参事

そう。ただ、⑤区域の、うまく言えないんですが、④区域から⑤区域を流すことによって、何ですか、⑤区域の排水溝が、その容量が足りなければそこを何とかしなきゃいけないという話に多分なるんですよ。そうすると、ただ、そこが適正だったから関係ないよという。

○内藤総務局長

なるほど。⑤区域の排水だとか、そういうことに影響。

○清水総務局参事

何というか、ここは行政対応と書かなかったのは、そういうイメージからです。

○内藤総務局長

すみません。

質問ありますでしょうか。よろしいですかね。

○清水総務局参事

また修正したものを、先に皆さんにお送りをさせていただいて、また御意見いただけたらと思います。

○内藤総務局長

一応、次回がもう最終案の確認みたいな。

○清水総務局参事

そうですね。

○内藤総務局長

ただ、廃棄物処理法もまだできていないので。

○清水総務局参事

廃棄物処理法は1週間で。なので、やり方を考えなきゃいけないですか。この1週間の過ごし方を考えないといけません。

○内藤総務局長

それでは、次第に従うと、次、次第の2ですけど、その他何かありますでしょうか。いいですか。

では、次第3、次回の会議について、清水さん、お願いします。

○清水総務局参事

来週の木曜日です。何日でしたっけ。来週の木曜日の午後の時間帯ですね。

○内藤総務局長

18日。

○清水総務局参事

そうですね。たしか19日に一応昨日のやつだと、はい。なので、来週の木曜日の午後1

時 15 分からで、一応やる内容としては6法令と全般的な論点についての最終の確認と意見交換というような形になりますので、翌日の検証委員会で、その意見交換の結果を反映させて、検証報告書の素案を固めるというような、そんな流れになります。

○内藤総務局長

今日だから、いろいろまだ固まり切れなかった部分については、メール等で我々と各委員さんの間でやらせていただくということで。廃棄物はまたちょっと。

○清水総務局参事

またちょっと状況も。

○内藤総務局長

個別にちょっと確認して。

○片山廃棄物リサイクル課長

来週って木金続けてなんですよ。そうですね。

○清水総務局参事

木金続けてです。なので、実質本当にこの1週間で、それで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

全般的な論点の関係はいつ頃もらえるのですか。

○清水総務局参事

あしたぐらいには。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

こういうのは土日ぐらいしかできないもので、ゆっくり読み込むのは。

○清水総務局参事

なるほど。そこまで引っ張るつもりはないです。記憶が新鮮うちに。

それとあと、昨日皆さんに埋めたものをお送りしますと言ったものも、今週中には、今週というか金曜日までにはお渡しするような形にさせていただこうと思っています。

○内藤総務局長

今日のところは。じゃあ、本日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。